



MANAZURU

議会だよりまなづる

No. 76

2022年(令和4年)

8月1日発行



三ツ石にて～トトロ?～



目次 Contents

6月定例会	2～10P
審議結果	11P
一般質問	12～14P
委員会報告	14P
委員会への出席・傍聴	15P
諸般の報告	15P

神奈川県真鶴町議会

〒259-0202 神奈川県足柄下郡真鶴町岩244-1

電話0465-68-1131(内線360)

gik_gikai@town.manazuru.kanagawa.jp

発行/真鶴町議会

編集/議会広報特別委員会

ご意見ご感想をお寄せください

6月定例会

6月定例会

6月1日～3日

定例会開催

〔定例会第1日〕

消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情

総務経済常任委員会に付託しました。

陳情要旨

町議会が政府に対し、消費税インボイス制度の実施を当面延期するよう、意見書を提出すること。

人権擁護委員の推薦について

全員賛成

人権擁護委員に兵藤知義氏を再任することに同意しました。

専決処分の承認を求めることについて

（令和4年度真鶴町一般会計補正予算（第1号））

全員賛成

村田 住民税非課税世帯等給付金の事務手続きの時間外手当が高額ですが、職員は通常業務の終わった後にこの業務を行って

いるのですか。

福祉課長 終わってから

の場合もあるし、時間中にやることで他の業務が時間外になる場合もあります。

村田 何名で何時間の増

になりますか。

福祉課長 課内の職員3

名と手伝いの職員で、一人150時間を予定して

います。非課税世帯の内容になるので、税務町民課の関係職員も積算の基礎としています。

村田 一人150時間増

えると、職員に負担がかかりますかと思いますが、大丈夫ですか。

福祉課長 事業期間は4

月から12月末です。国が全国的に展開する業務なので何とか執行していきたいと考えます。

高橋 一時借入れの利

子が予定されていますが、予定があるという理解でよいですか。

財務課長 今までの給付

金の中で一時借り入れした実績はありません。借入利息は事務費の経費になるので予算計上してい

ます。

高橋 民生費国庫補助金

は、どのタイミングで入金が予定されていますか。

福祉課長 先日1回目が入金しています。

真鶴町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について

賛成少数

村田 この罰則規定は何

の法律に基づいて制定されるのですか。

総務防災課長 個人情報

保護法に基づき、罰則を設けることを指導されているので制定します。

村田 細かい罰則は規則

などで定めていますか。

総務防災課長 まだ設けていません。

村田 規則を作る予定はないでしょうか。

総務防災課長 取り締まり

機関である警察や検察が告発するので、町としての規定はないと考えています。

村田 町長は遡及適用さ

れないのですか。

町長 法律で原則、遡及

適用しないという規定が

あります。

村田 町長はこの罰則に

ご自身の犯した罪は当てはまると考えますか。

町長 当てはまっている

かどうかはわかりませんが、個人情報保護条例に触れると認識しています。

海野 町が懲役とか罰金

を決めるのは、町のやることではないですね。

総務防災課長 そういつ

た事実を確認した場合は警察なり検察に告発でき、

刑事罰が確定されるので

条項を設けました。

海野 懲役刑とか罰金刑は裁判などで決めるものでしょう。町が条例として

決めてどういう意味があるのですか。

総務防災課長 条例に罰則規定を設けることで、

裁判等で条例違反に基づき刑を確定できます。

海野 警察に告発する時のためにですか。

総務防災課長 刑罰をす

るための上限を設けて裁判で刑を確定させるために条項を設けています。

海野 懲戒免職という言葉

が一切ないですが、それは他に入っているから

ですか。

総務防災課長 懲戒の指針に基づき処分されます。

3年ごとの改正と理解しています。

総務防災課長 懲戒の指針

に基づき処分されます。

木村 地方自治法第14条

によるものという理解でよいですか。

総務防災課長 他市町を

参考例にしました。

木村 真鶴町独自の取り

組みはありますか。

総務防災課長 近隣団体

と基本的に同じ内容です。

木村 懲役、罰金、過料

は行政罰に当たるもので

すか。行政罰罰を課す役割の主体はどこですか。

総務防災課長 過料は行政

罰罰になります。

木村 改正案38条の（2）

で町長、副町長、教育長の3役に限っている理由は何ですか。

総務防災課長 今回の規

定は職員に対する罰則なので、3役限定にしました。

木村 36条2項の審査会

は何が該当しますか。

3年ごとの改正と理解しています。

総務防災課長 懲戒の指針

に基づき処分されます。

木村 地方自治法第14条

によるものという理解でよいですか。

総務防災課長 他市町を

参考例にしました。

木村 真鶴町独自の取り

組みはありますか。

総務防災課長 近隣団体

と基本的に同じ内容です。

木村 懲役、罰金、過料

は行政罰に当たるもので

すか。行政罰罰を課す役割の主体はどこですか。

総務防災課長 過料は行政

罰罰になります。

木村 改正案38条の（2）

で町長、副町長、教育長の3役に限っている理由は何ですか。

総務防災課長 今回の規

定は職員に対する罰則なので、3役限定にしました。

木村 36条2項の審査会

は何が該当しますか。

質疑応答

6月定例会

常勤特別職は対象とならないということですか。

総務防災課長 町長、副町長、教育長で他は含まれないと考えています。

高橋 町長、副町長、教育長以外に非常勤特別職が30形態ぐらいある中で、罰則を含むだけに対象となる職がはつきりしてないと不都合が起きるリスクが高いです。

総務防災課長 第2条2項に定める実施機関と6条に規定する個人情報審査会のみを限定し、他の非常勤職は地方公務員法での対応で考えています。

高橋 地方公務員法ではどういう意味ですか。

総務防災課長 他の非常勤は地方公務員法第34条秘密を守る義務等に基づき、第60条が罰則規定となっています。

高橋 罰則はこの条例改正案と比べどういうレベルのものでしょうか。

総務防災課長 地方公務員法第60条では次の各号に該当する者は1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すると規定さ

れています。

高橋 第2項と同じ罰則ですね。重複適用されることはありませんか。

総務防災課長 重複適用はないと考えています。

高橋 法律と条例の罰則に該当する場合、どちらを選択するのか、法体系上可能かどうかという話になります。法的拘束力が生まれるので条例側の整理を明確にすべきです。

また、過料ですが行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律は10万円、条例は5万円としている理由は何かですか。

総務防災課長 近隣市町村等の条例制定を勘案し額を決めました。

高橋 国から個人情報保護法と条例との整合を図るよう指示があるのに差があってもよいのですか。それとも、令和5年4月1日までの限定ですか。

総務防災課長 令和5年4月1日の法改正施行までの規定と考えています。

する条例の制定について

全員賛成

黒岩 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の均等割額のうち、未就学児1人に対し国が二分の一の負担をすることに

なり均等割額が引き下げられたことについて説明してください。

健康長寿課長 所得に応じた軽減制度を先に適用しています。7割軽減の世帯は4,377円、5割軽減世帯は7,295円、2割軽減世帯は1万1,672円、その他世帯は1万4,590円となります。

真鶴町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

村田 今まで125CC以上のものを除いていた理由は何かですか。

総務防災課長 スペースの問題で最初は原付二種までと規定しました。2階部分も利用するよう改修し活用を考えました。

を見込んでいますか。

総務防災課長 今後の収支についてはわかりません。

真鶴駅前駐輪場の指定管理者の指定について

高橋 応募状況はいかがでしたか。

総務防災課長 観光協会1社のみでした。

高橋 指定管理の選定のプロセスに基づき観光協会が指定されたかを判断する資料はありますか。

総務防災課長 資料はないです。審査基準は業務実施に当たっての適性、提案内容の企画性、適正な価格と業務量のバランスなどのヒアリングを行い判断しました。

天野 5年間の収支を把握していますか。

間どのくらいですか。

総務防災課長 令和3年の総収入は592万円です。駐輪場業務はレンタルサイクル等の収入を含め785万円です。約85万円を観光協会の一般会計に繰入れました。

天野 町営でなく指定管理にした理由は何ですか。

総務防災課長 町直営では管理上の設備投資があり、指定管理のほうが良いという理由です。

天野 町営だと他にかかる設備投資は何ですか。

総務防災課長 支払機や車を施設する機械等を投資する費用とあります。

天野 観光協会がプレゼンで提出した書類はなぜ出してくれないのですか。

総務防災課長 もし必要なら、こういった形で提供すればよいのですか。

天野 年間758万円の収入があつて5年間で4000万円弱です。600万円の設備投資をするのが財政的に苦しいので指定管理にするという認識でよろしいですか。

総務防災課長 当時は600万円より多く管理にかかり、人件費等も含めて選択しました。

天野 指定管理ありきに聞こえます。町営でやつたときの人件費や設備投資、5年間の収支バランスをしっかりと考えたうえでの提出ですか。

総務防災課長 収支については詳しく計算していませんが、指定管理に任せたほうが町としては有益だということで指定管理を継続しています。

天野 細かく収支を計算していかなくても指定管理が良いというのはどういうことですか。

総務防災課長 今回指定を終了しますと観光協会が設備投資したものをすべてをいったん引き払ったうえで、またこちらが設備投資をしなければ運営

真鶴町国民健康保険条例の一部を改正

村田 どの程度の収入増

天野 駐輪場の黒字は年

総務防災課長 600万円ほどかかっています。

備投資をしなければ運営

6月定例会

ができないことを考える
と指定を継続したほうの
が良いという判断です。

天野 維持管理の修繕費
等は、どういう取り決め
になっていますか。

総務防災課長 指定管理
者の負担になります。

天野 2階建ての躯体も
指定管理者が修繕するこ
うなことです。

総務防災課長 地盤沈下
に係るもののみ町の負担
です。

監査報告

地方自治法第98条第2
項による真鶴町議会議長
の請求に基づく監査を令
和4年2月25日から4月
27日まで、代表監査委員
後藤賀津子、監査委員高
橋敦が実施しました。

監査対象事項

- (1) 選挙管理委員会所
管事務等に関する事項
- (2) 住民基本台帳事務
等に関する事項
- (3) 庁舎管理等に関す
る事項
- (4) 文書管理等に関す
る事項

(5) 電子機器の管理等
に関する事項

(6) 個人情報保護及び
流出対策等に関する事項

全体的に見て、個人情
報を取り扱う実施機関の
町長、教育委員会等の個
人情報扱いについての定
期的な研修等による知識
と認識のアップデートが
不十分である。又、個人
情報にかかる各種ルール
が制定時のままであり、
日々重要性の高まる個人
情報保護態勢に追い付い
ていないケースも散見さ
れ、個人情報保護及び流
出対策にかかる改善を要
する点の多くは、それら
を運用する組織や個々人
の知識・認識不足による
ものである。一方で、真
鶴町が使用する各システ
ムは厳重な管理ができて
いるように設計されてお
り、正しく使用すること
で個人情報管理するた
めのシステム面での仕組
みは整備されている。個
人情報保護にかかる定期
的な研修等により知識・
認識を高めるとともにパ

ーパレス化を推進し、
個人情報を含む重要情報
の管理を各システム内で
行うことで、個人情報の
流出対策を効果的に行え
る可能性が高いと思慮す
る。又、「真鶴町情報公
開・個人情報保護審査
会」の設置目的に鑑み、
役場内における個人情報
保護及び流出対策の現状
と評価等について同審査
会に諮問し、その答申を
今後の改善に役立てるこ
とも検討に値するものと
思慮する。

【6月2日】

総務経済常任委員会

個人情報流出について

田中 先日、元選挙管理
委員会書記長から陳述書
が5月23日付で、議長宛
てに提出されました。陳
述書には、本常任委員会
等でも今まで出てきてい
ないことや、岩本、青木
両委員の過去の発言の内
容について否定するもの
が含まれています。当常
任委員会において、この
陳述書の写しを配付し、

内容について質疑があれ
ば、行つてはどうかと思
います。

海野 陳述を読み、反論
だと思えますが、町長、
岩本、青木両委員はどう
思いますか。

青木 気にかかった部分
は2カ所、私が11月の上
旬に前書記長を訪問し口
止めしたように記載があ
りますが、一切ありません。

海野 前書記長は青木委
員が3時間ほど滞在した
としています。完全に否
定するのですか。

青木 前書記長の家に行
ったのは1回で、それは
彼が役場を休んだ時です。
休んだ理由が不明だった
ので訪ね、体調の話をし
た事実があります。私は
口止めをしたことは一切
ありません。書類はまず
いよねと言ったことを確
認しました。

委員長 11月上旬に自宅
へ来て3時間程度、もし
自分のことを聞かれても、
名簿以外のものを渡した
旨、発言するよう説得を
され、虚偽の証言を頼ま
れたことは、全く事実無
根ということですか。

青木 事実無根です。

海野 前書記長は陳述書
を議長宛てに出していま
す。嘘ではないと思いま
すが、完全に否定できる
のですか。

青木 訪問の際は前書記
長のお母さんも一緒にお
り、その中で私が自分を
擁護するような発言は絶
対ありません。

海野 青木議員は、名簿
について前書記長に、ま
ずいよと言ったところ、処
分してくださいと言われ
処分したとこれまで発言
していますが、前書記長
はそういうことは言つて
ないと主張しています。

青木 訪問の際に書類を
渡され、私がそれを開け
てから見て、「まずいよ
ね」という話をして、
「処分してください」と言
つたという話は確認しま
した。その時「はい」と
いうようなことを言いま
した。

委員長 整理しますけど、
11月上旬に前書記長宅で
3時間にわたり説得した
際、そういう話をしたと
いうことですか。

青木 そんな時間はいま
せん。前書記長のお母さ
んもいて、雑談をしまし
た。書類は「まずいよ
ね」という話を以前した
よねと確認をし、肯定す
るような感じを受けまし
た。出した出さないとい
う話をするわけがありま
せん。心外です。

海野 前書記長は委員会
を映像で見て、言ってい
ることが違うと思ひ陳述
書を提出しているのです
よ。

青木 自分が正當ならば、
なぜ私にその時に連絡く
れないのですか。

海野 前書記長は、人と
接触していない、できな
いって言っていました。

青木 前書記長が外に出
て他の方々と食事してい
るのも聞いています。事
件が起きた時に、町長、

前書記長に接触も電話も
していません。自分たち
が確認をしただけでも何
か言われてしまふと思ひ
ました。ただ、前書記長
が休んだ時に、万が一の

質疑応答

6月定例会

ことがあつては困るので、伺ったことは事実です。

委員長 事件が起きた後に、町長、前書記長には一度も接触してないとのことですが、接触はしたのか、どちらですか。

青木 安否確認のつもりで前書記長を訪問しました。正当性を求めるために行ったものではありません。

海野 休んだら安否確認に行くほど仲が良いということですね。普通ではやらないと思いますが。

青木 議員になつてからは、人から頼まれる用事があるので、役場の各窓口には来ていましたが、まだこの事件が明るみにでない、出たぐらいのころに、前書記長はどうしたか聞いたら休んでますという話を担当部署で聞いたので、どうしたのかと訪問したことは事実です。

海野 青木委員がそこまで心配しているのに、この反論はおかしいと思いませんか。

青木 正當ぶる人はみんな

なそうです。ただ、事件が表沙汰になると、当事者間同士が接触するのは決して好ましいことではないとは思いました。彼の安否が心配で、たまたま寄りました。その時に次のことを考えていますと言ひ、既に弁護士との連絡調整をしていました。

委員長 当初は安否確認で行き、事件のことにしても、多少は話をしていくのですね。

青木 もちろんです。初めは安否確認で、弁護士等の話があり、どうなったのかと話はしましたが集中的にはやっていません。偽りを言ってくれとは一切言っていないです。

委員長 青木委員は、陳述書を全て否定するというものでいいですね。

青木 告訴するしないに ついても、弁護士に相談します。

加藤 住基情報は、3人の議員へ名簿を渡すにあたり、「名簿の情報が古いので、どうにかならないか」と町長から再三にわたり尋ねられ、住基情報で出るかもしれないというのを、前書記長は主張しています。町長の主張と食い違っています。

町長 ここに載っていることが正しく私が話したことが違うという理解をされてしまうと、これまで私も真実を話してきたので、相手側が違う理解をしているとしたか解したことを違ふと認識しています。

加藤 前回の委員会でも明らかになった共同作業者の名前は、報告はできませんか。

町長 これから警察、検察なりでお話しする場面が出てくると思います。そこで真摯に対応していきたいと考えています。

町長 合致しているところは、それが事実だと、誰でも理解できると思います。

加藤 削除の方法をお伺いします。

町長 削除はしていると、確認をとっています。どのように行ったかは、今後の捜査にかかってくるので、コメントを控えます。

加藤 そのファイルには、個人情報載っています。パソコンの操作でごみ箱に入れ、ごみ箱を空にすることを行ってもファイルの復元は可能な場合があります。外部からの攻撃、ウイルス感染による流出など、意図しない外部流出の可能性が残っています。

町長 検討し、調べて対応してまいります。

村田 岩本委員は、これをお読みになってどう思われましたか。

岩本 私に関しては特にないですね。玄関先で渡したのがいつか、どういう方法か、あまり覚えていないので言われるとそうかなと思います。ご苦労様と言われたと書いてるが、誰が来ても、それくらい言いますので、ごく普通に挨拶をした程度です。

村田 町の告発は、現在どうなっていますか。

町長 町の代理人弁護士を選任しているところであります。

村田 5月12日の委員会では、2週間ぐらいで選任するとの話でしたが、もう既に経過しています。まだ同じ状況ですか。

町長 2、3週間、1か月ぐらいの時間は、県の弁護士会に相談するなど

6月定例会

応になるか、弁護士にも話をしたいです。

村田 罪があるとすればその3名も刑事告発の対象になると思いますが。

町長 これから弁護士等とも相談しながら対応することを考えています。

村田 もしその3名が町職員や公職であれば、町の綱紀審査委員会の懲罰の対象にもなると思いますが。

町長 どういう立場かによつて対応は変わって来るとは思いますが、それもしっかり法律にのっとりた形で対応していきます。

村田 3名の中に公職者はいるのですか。

町長 それはこれから、司法の場できっちり対応していきたいです。

村田 公職であれば、綱紀審査委員会にも関わってくることで、前書記長も懲罰を受けて懲戒免職という罪になっていきます。公職かどうかは明らかにしておくべきではないですか。

町長 なぜそれだけ明確にするのかがよく分から

ないが、私はこれから話すべき場で、話をしたいです。

村田 明確にしないほうがいいのかいのではないですか。身内だから底うのですか。私にはそのほうが理解できないです。なぜ公職か否かだけでも言えないのですか。公職であれば、問題だと思います。

綱紀審査委員会は、町の業務に関わることです。

町長 村田委員のお話ですと、3名の中に公職がいるとか、誰か特定の人をイメージして話をしているように感じますが、それは司法の中できっちり対応していくとお話ししているの、今こ

でするような内容ではないと判断しています。

村田 いないのであればいいのです。しかし明言されない。だから、いるのではと仮定で話しています。否定しないのです。いたらどうするのですかと聞いているのです。

町長 いたときには、法律にのっとりた形で対応すると話をしています。

村田 そうではなく、公職だったら綱紀審査委員会が必要で、裁判後、町で対応するのですか。

町長 個人の特定をするような話については、現在差し控えます。

村田 個人を特定したいわけではなく一般人であれば個人情報保護という面もありますが、公職だったら違ってくると思います。

聞いているだけで、**町長** それも含め、話す場で話していきたいです。

村田 話す場とはどこですか。委員会、議会ですらないのは、議会軽視ではないのですか。

町長 議会軽視とは思っていません。事実を私は今でも話してきました。この場ではなく、司法の場で話す場面があるので、そこでお話し、判断していただく、再三申し上げています。

村田 はつきり言つて議会軽視です。なぜ司法で言えて、議会で言えないのですか。一般人と違い公人であれば、役場でも

対応しなければならぬことが出てきます。公人がいないのであれば、い

ないと言えはいいです。言えないのは、いるという

ことではないですか。違いますか。

町長 そのように判断するのであれば、そうして

いただいて構いませんが、私は、それも含めて今後話していきます。

村田 どんどん事実を先延ばすのは、時間稼ぎと見られても仕方がないです。この案件が出てきてから時間ばかりかかり、もう半年じゃないですか。議会では事実を明かせない、それこそ議会軽視ではないのですか。半年たつてなお言えない事実があるのですか。

町長 議会軽視とは思っていません。これまで事実として話をしてきた中で御判断をいただきました

と思っています。これから司法の中で、例えば意見が相違する部分について

も、きっちりお話をしたいと考えています。

村田 公職の方が関わっているのであれば、役場の仕事にも関わってき

ます。議会としても見過ごせません。なぜ司法の場でないと言えないのですか。隠しごとをするよう

なことがあるから、いつまでもこの問題が長引

いて、先送りになり、解決するのは1年後か、2年後ですか。誠実な対応を求めます。

町長 いつになるかは分かりません。これから司法がどう動くかも含め、できる限りきっちり対応していき

たいと考えています。

村田 町長は再選された際、この問題を率先して

真摯に、早期に解決すると言われました。私には、真摯に対応しているとは思えないです。後から新

事実が出て、今回も公職の人がいるかどうか、それすらも言えない。事実を隠していると思

えません。

委員長 村田委員の言う件ですが、真鶴町の職員が関わっていれば、もちろん真鶴町綱紀審査委員

会にかけなければいけないので、真鶴町の職員がいるか、いないかだけでも答えられないですか。

質疑応答

6月定例会

発後の訴訟に向けて、今それは控えさせてくれというような発言も、さつきからいっぱいあります。それも含めて一回整理したかどうか。

町長 例えば、第三者委員会の内容についても、この陳述書についても、これから告発の手続の中で明らかにしていくものと思っておりますので、ここが正しい、正しくないという判断は、それは分からないじゃないですか。

高橋 町長自身のこと、ここに書かれています。委員会の議題に取り上げられている以上、公文書です。その公文書の中に、町長の言った、言わない、行動をした、しないの話が書かれています。今までの話でも、町長自身、ここは違う、ここは合っているというのが出てきています。既にそう発言をされ、質疑をしています。法廷云々の話をするのだったら、最初に言わなきゃいけない。これについては、法廷で法律論として争うから、今こ

こでは一切申し上げられないと言えはいいのです。それをまとめてくださいと言われ、それはできない。それはおかしいですよ。答えることをもう認めています。公文書ですから。

町長 公文書の対応というところで、正式な議会からの依頼ということで、対応することです。よろしいですか。対応いたしますので、時間をいただきましたと思います。

委員長 委員長名で、町長、青木議員、岩本議員に、依頼文を出すようにしますので、よろしくお願いたします。

 **消費税込インボイス制の実施延期を求める陳情の審査**

採択

慎重審議の結果、採択、趣旨了承同数のため委員長採決において委員長は採択、委員会では採択と決定しました。発委として意見書を定例会最終日に提出することに決しました。

監査報告について

真鶴町議会として監査報告書の内容を全面的に認め、評価しました。監査報告の内容に関して、発委として決議を定例会最終日に提出することに決しました。

第三者委員会報告に対する対応について

選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書には、町議会議員についても言及があり、議員の条例義務の自覚、政治倫理の確立及び政治倫理調査権の啓発、町長、職員及び議員の緊張関係の確立、議員研修の充実強化などが求められています。議会としての対応は研修等のプログラム案を作成し、次回以降の協議としました。

【定例会最終日】

 **消費税込インボイス制の実施延期を求める陳情**

採択（賛成多数）

 **消費税込インボイス制の実施延期を求める意見書**

賛成多数

新型コロナウイルス危機の収束や景気回復が見通せない中、2023年10月1日から、消費税のインボイス制度実施に向け、昨年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まっています。

コロナ禍で地域経済が疲弊する中で、中小企業などの経営危機が深まっております。インボイス制度に対応できる状況ではないと思われまます。複数の中小企業団体や税理士団体も「凍結」「延期」「見直し」を要望し、現場での実施に踏み切ることに懸念の声を上げています。

地域経済を活性化させていく上でも、地域に根差して活動をする中小企業者の存在は不可欠です。

中小企業・自営業者、フリーランスに多大な負担を求める消費税込インボイス制度の実施は、当面延期を求めます。

 **個人情報保護対策等に関する決議**

全員賛成

真鶴町議会は、令和4年2月10日に地方自治法第98条第2項に基づく監査及び結果報告の請求を真鶴町監査委員に行い、本年5月12日に町監査委員から結果報告書の提出を受けた。監査の対象項目は次の6項目である。

- 1 選挙管理委員会所管事務等に関する事項
- 2 住民基本台帳事務等に関する事項
- 3 庁舎管理等に関する事項
- 4 文書管理等に関する事項
- 5 電子機器の管理等に関する事項
- 6 個人情報保護及び流出対策等に関する事項

本議会において、その結果報告書を精査したところ、監査の実施範囲は、今現在考え得る全てを網羅しており、その報告内容は、真鶴町の事務の不備、改善点の把握を、文

中に散見される「思慮する」といった表現を用いて示していただけたものと理解するところであり、想像を上回る監査報告であると評価するものである。

よって、本議会はこの結果報告書に「思慮する」と記載があるものを別紙のとおり取りまとめたもので、これらの個人情報保護対策等について、町に対して、直ちに対応されるよう強く要望する。また、その対応の進捗状況を逐次、議会に報告することを併せて要望する。

以上、決議する。

 **令和4年度真鶴町一般会計補正予算（第2号）**

全員賛成

天野 事件議案等弁護士委託料の44万円は、着手金と成功報酬が全て入っている値段ですか。
総務防災課長 着手金のみです。
天野 成功報酬等はどうか。

質疑応答

6月定例会

総務防災課長 事件等の解決に基づいて算定されるので、その後の費用計上です。

天野 公共交通推進事業は、3月の一般会計でアンケート調査はしないとしていましたが、アンケートをやると変わった理由を伺います。

政策推進課長 アンケート調査を実施する場合には補正計上すると認識しています。

天野 短い期間で同じようなアンケートをする必要があるのかという質問をしています。実証実験はどうなっていますか。

政策推進課長 アンケート調査は、町民全体を対象に平成26年度に実施し、平成27年度と30年度に利用者を対象に、運行ルートや時刻、停留所等の利用者の意向確認を実施しました。全体的調査は、前回実施から7年以上が経過し、人口は12%減少し、生活様式も変わってきており町民の意向確認をする必要があると考えました。

実証実験は、町民の意向を確認した後、必要であれば実施します。アンケートは現在のコミュニティバスの運行の見直し継続、補強するか状況を見極めることを目的に実施します。

天野 一般会計が予算委員会でも否決され、議会で修正案を出したときの説明の中で、アンケートの代わりに実証実験をやるという説明を受けています。

町長 当時とは町民の状況が変わっているのですが、まずは意見を伺い、その後実証実験に移るということで考えています。

天野 アンケートはいつ実施し、集計、内容の精査、実証実験はいつやる予定ですか。

政策推進課長 平成26年度と同じ条件の予定です。内容は、地域公共交通会議等で諮ってから実施し、スケジュールは8月末までに回収できればと思います。9月、10月にかけて集計・分析を行い、再度地域公共交通会議にか

けて方向性を確定します。それにより実証実験の補正予算等も計上しながら、5年度当初予算等にも予算を盛り込んでいきたいと考えています。令和2年11月に地域公共交通の活性化及び再生に関する法律が改正され、公共交通のマスタープランの策定が努力義務とされ、策定しないと国庫補助の対象にならなくなります。

天野 アンケート調査を行わなければ補助金が出ないというのはいつごろ通達されていますか。アンケート調査代を実証実験代に回すという説明を受けています。

町長 計画を策定後、事業を推進するために補助金を申請できるため、改めて進め方を検討しました。町民の意向を確認するのは計画に反映する大事な要件です。

政策推進課長 アンケート調査を実施するかしないかで、補助金が出る出ないということではありません。

岩本 不動産鑑定評価委託料2件で100平方メートルの鑑定評価を委託する目的を伺います。

まちづくり課長 場所は岩の土肥道です。境界査定の確定をしたところ、該当地の土地が町道の敷地内に入っていることが判明したため、その土地を取得することが必要になったので鑑定評価を行います。もう1か所は、隣接地の所有者から道路畦畔です。その買取りの意思を示されていて、今後の売払いの資料とするため鑑定評価を行います。

高橋 特定不妊治療費・不育症治療費助成金は増額ですか、新規ですか。

福祉課長 増額です。当初見込んだ状態よりも多く現在6人の申請予定がきました。

令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

全員賛成

令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

全員賛成

令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

全員賛成

令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）

別会計（施設勘定）補正予算（第1号）

黒岩 診療所に骨密度測定装置を導入の効果と、新たに検査項目を増やすことを考えているのか質問します。

健康長寿課長 健康相談事業などで使っている骨密度測定装置が壊れてしまい、今回の補正にのせました。

青木健議員に対する議員辞職勧告決議賛成多数

令和4年4月28日に選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。同委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者の遵法意識の欠如、関係当事者のなれ合い意識、町としての情報管理体制の不備にあると結論づけられた。そして、速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。

同報告書は青木健議員

同報告書は青木健議員

に関して、被買収罪の嫌疑が拭えないものと判断された。第三者委員会の報告書は、第三者の客観的な意見として、真鶴議会も重く受け止めなければならぬと考える。

青木健議員には、第三者委員会からかけられた被買収罪の嫌疑を晴らすべく、自ら刑事事件として警察・司法の判断を受けるよう強く求める。

また、報告書で渡された選挙人名簿の抄本のコピーについても、そのまま証拠物件として返却することを行わず、焼却といった説明がなされたけれども、それは真実でも虚偽でも極めて問題がある行為であると指摘されているように、真鶴議会としても看過できるものではない。

報告書で明らかにした事実として提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載のされた閲覧不可のものであった。青木健議員は、投票状況が記載され

報告書で明らかにした事実として提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載のされた閲覧不可のものであった。青木健議員は、投票状況が記載され

報告書で明らかにした事実として提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載のされた閲覧不可のものであった。青木健議員は、投票状況が記載され

報告書で明らかにした事実として提供された選挙人名簿は、申請すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載のされた閲覧不可のものであった。青木健議員は、投票状況が記載され

6月定例会

たものに気づかなかつたと発言しているが、名簿に「レ」チェックされたということまで記憶されていることから、言い訳の余地はないものと考ええる。これは、公明かつ適正な選挙を妨害するものであり、民主主義の基礎を掘り崩す前代未聞の重大な問題である。

よって、真鶴町議会は、町議会基本条例及び町議会政治倫理条例に鑑み、青木健議員に対して町議会議員を直ちに辞職するよう強く勧告する。以上、決議する。

岩本克美議員に対する議員辞職勧告決議

賛成多数

令和4年4月28日に選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。同委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者違法意識の欠如、関係当事者の馴れ合い意識、町としての情報管理体制の不備にあると結論づけられた。そして、速やか

に関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。同報告書は、岩本克美議員に関して、被買収罪の嫌疑が拭えないものと判断された。第三者委員会の報告書は、第三者の客観的な意見として、真鶴議会も重く受け止めなければならぬと考える。

岩本克美議員には、第三者委員会からかけられた被買収罪の嫌疑を晴らすべく、自ら刑事事件として警察・司法の判断を受けるよう強く求める。

また、報告書で、渡された選挙人名簿の抄本のコピーについても、そのまま証拠物件として返却することを行わず、ちぎって生活用ごみに混ぜて捨てたといった説明がなされたけれども、それは真実でも虚偽でも極めて問題がある行為と指摘されているように、真鶴議会としても看過できるものではない。

報告書で明らかになった事実として、提供された被選挙人名簿は、申請

すれば閲覧できる選挙人名簿ではなく、投票状況の記載された閲覧不可のものであった。これは、公明かつ適正な選挙を妨害するものであり、民主主義の基礎を掘り崩す前代未聞の重大な問題である。

岩本克美議員は、中身をよく確認もしないまま処分してしまったと言うが、3回分に分けてちぎって家庭ごみに混ぜて処分していたのであるから、この事実には気がつかない道理はないのではないか。都合の悪いことは「記憶にない」とする姿勢は、議員としての資質を疑う。

よって、真鶴町議会は、町議会基本条例及び町議会政治倫理条例に鑑み、岩本克美議員に対して町議会議員を直ちに辞職するよう強く勧告する。以上、決議する。

松本一彦真鶴町長に対する町長辞職勧告

決議

賛成多数

令和4年4月28日に、選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。

第三者委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者の違法意識の欠如、関係当事者のなれ合い意識、町の情報管理体制の不備にあると結論づけられた。そして速やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。

松本町長に対しては、少なくとも窃盗罪、建造物侵入罪、守秘義務違反の罪、職権乱用による選挙の自由妨害罪及び買収（供与）罪に問われるべき行為であるとされた。

また、これまで流出した選挙人名簿抄本は、基本4情報である有権者の氏名、生年月日、性別、住所のみとされてきたが、実際は該当選挙人が期日前投票をしたかどうか、投票をしたかどうかまで分かるものであつ

た。この名簿のコピーの提供は、選挙における不正を害する重大な結果をもたらしているものであつて、単なる手続違反とされることを遥かに超えた悪質な事案であり、民主主義の基礎を掘り崩す重大な問題である。

真鶴町議会として、第三者委員会の報告書を重く受け止めるとともに、これまでの前提が覆されるような新事実に対して、看過できるものではない。

また、5月12日の総務経済常任委員会において、これまで情報流出は関係当事者5名とされてきたが、松本町長の支援者3名にも流出している事実を自白した。選挙人名簿をエクセルデータ化するために、個人所有のパソコンにて、支援者3名に入力させていた。この事実を第三者委員会にも報告せずに伏せたままにしてきたことは、これまで議論してきた前提をさらに覆す重大な問題である。

松本町長は事件発覚後、一度辞職して再選挙にて再選したが、事実を隠したままでの再選であり、町民をあざむく背信行為であると言わざるを得ない。事件発覚から7か月もの月日が流れても、新たな事実が繰り返されてくる状況は、とても誠実な対応をしているとは言えない。また、自浄能力はないものと判断せざるを得ない。

よって、真鶴町議会は、松本一彦町長に対して町長職を直ちに辞職するよう強く勧告する。以上、決議する。



令和4年 6月定例会 審議結果

会期：6月1日～6月3日

議案番号	議 案	採決者数	賛成	反対	議決結果	木村 勇	加藤 龍	村田 知章	黒岩 範子	天野 雅樹	高橋 敦	海野 弘幸	青木 健	岩本 克美	田中 俊一
諮問第1号	人権擁護委員の推薦について	9	9	0	同	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
承認第1号	専決処分の承認を求めることについて（令和4年度真鶴町一般会計補正予算（第1号））	9	9	0	承	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
報告第1号	令和3年度真鶴町一般会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について				報										
報告第2号	令和3年度真鶴町一般会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について				報										
報告第3号	令和3年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）予算事故繰越し繰越計算書の報告について				報										
報告第4号	令和3年度真鶴町下水道事業特別会計予算繰越明許費繰越計算書の報告について				報										
報告第5号	令和3年度真鶴町下水道事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について				報										
報告第6号	令和3年度真鶴町真鶴魚座・ケープ真鶴特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について				報										
報告第7号	令和3年度真鶴町介護保険事業特別会計予算事故繰越し繰越計算書の報告について				報										
議案第27号	真鶴町個人情報保護条例の一部を改正する条例の制定について	9	4	5	否	○	○	×	×	×	×	×	○	○	
議案第28号	真鶴町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第29号	真鶴町自転車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第30号	真鶴駅前駐輪場の指定管理者の指定について	9	7	2	可	○	○	○	×	×	○	○	○	○	
陳情第1号	消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情	9	7	2	採	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
発委第2号	消費税インボイス制度の実施延期を求める意見書	9	7	2	可	○	○	○	○	○	○	○	×	×	
発委第3号	個人情報保護対策等に関する決議	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第31号	令和4年度真鶴町一般会計補正予算（第2号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第32号	令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
議案第33号	令和4年度真鶴町国民健康保険事業特別会計（施設勘定）補正予算（第1号）	9	9	0	可	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
発議第4号	議員辞職勧告決議について	8	6	2	可	×	○	○	○	○	○	○	除	×	
発議第5号	議員辞職勧告決議について	8	6	2	可	×	○	○	○	○	○	○	×	除	
発議第6号	町長辞職勧告決議について	9	6	3	可	×	○	○	○	○	○	○	×	×	

議長は採決に加わりません

【採決結果】 ○＝賛成 ×＝反対 退＝退席 欠＝欠席（遅刻・早退を含む） 除＝除斥
 【議決結果】 可＝可決 否＝否決 承＝承認 認＝認定 同＝同意 報＝報告 採＝採択 趣＝趣旨了承
 不＝不採決



村田 知章
議員

道と坂に名前を！

問 真鶴町はたくさん
の狭い路地裏があり、観
光客が散策するのにも名
前があると便利です。ま
た、名前があることで地
域住民も愛着が湧くと思
います。町として、道と
坂に名前をつけ、標識な
どを整備していく考えは
ありますか。

答 町道は約84キロメー
トルあります。古く
からの通称で呼ばれてい
る町道はありますが、名
称をつけて管理している
町道はありません。

道や坂に名称をつける
こと、また統一された標
識や看板などを設置する
ことにより、日常の道路
管理のみならず、観光面
や郷土の歴史などの多角
的な視点からも、取り組
むべきことと考えます。

具体的には、歴史との
関わりや、地名の由来な
どの調査や、古くからの
町をよく知る方々からの
情報収集、そして場所や
道の選定、名称の募集、
看板や標識の選定など、
庁舎内に関連する複数の
課で検討を進めていきたく
と考えています。

問 町民も参加して名前
づけができるような機
会を設けることは可能で
しょうか。例えば自治会
の承認を得るなど、そう
いうプロセスも必要に
なってくるかと思っています
が、いかがでしょうか。

答 一般の方への説明等
も検討していきます。

問 坂道の由来の表示も
あわせて検討いただ
けますでしょうか。

答 由来ということは非
常に大切だと思います。
設置に向けて検討してい
く中で御意見として挙
げていきます。

問 真鶴町は、日本一の
坂の町です。財団法人
の日本開発構想研究所
から日本の斜面都市とい
う報告書が出ています。

人口集中地区における
15%以上の勾配を調べると、
真鶴町は65.2%が
傾斜地が15%以上の斜面
に当たり日本で一番、傾
斜地割合が多いそうデ
す。日本一の坂の町をア
ピールしていくことも必
要と思いますが。

答 町として一つのデー
タとしての参考とし
たいと思います。

積雪後の凍結対策！

問 真鶴町は数年に一回
程度、積雪するほど
降ります。凍結防止剤等
の対策はしていますか。
危険個所のマッピングは
していますか。

答 凍結防止剤を備蓄し
ています。降雪、積
雪の気象状況で、町内の
国道・県道を含めた主要
道路のパトロールを行い、
目視により凍結防止剤の
事前散布を行っています。
危険個所のマッピングは、
経験上のもので、パ
トロールの隊員へ、課内
での資料として説明して
います。

一般質問



天野 雅樹
議員

元職員の懲戒免職につい
て

問 元職員が懲戒免職処
分を受けたことにつ
いて町長は不当に重く、
過去に例がないと発言さ
れています。第三者委
員会の報告を受けて現在
の見解を伺います。

答 元職員から神奈川県
人事委員会へ審査申
し出の請求が提出され、
現在審議が続いています。
これまで今回の処分に対
して、懲戒免職処分は重
すぎる、判断理由に
判例がないと発言してき
ましたが、県人事委員会
の裁決を待ちたいです。

問 選挙人名簿等流出に係る
第三者委員会について
問 第三者委員会の報告
書を見てどのようにに
感じどのようにに対処して
いきますか。

答 報告書の結果は尊重
しなければと受けと
めています。真鶴町とし
て告発及び損害賠償請求
を進めます。町の代理人
となる弁護士を選任し契
約事務を進めます。予算
は着手金を今回の議会で
補正予算を計上しました。

問 基本4情報以外の選
挙投票状況が載って
いる名簿だとは第三者委
員会の報告を受けるまで
は、分からなかったと発
言していますが本当で
すか。

答 その時まで意識の中
から抜けていました。
問 選挙で使用した名簿
は書庫にあるのは知
っていて、申請すれば
閲覧できる名簿はどこに
あるのかは本当に分か
らなかったのですか。

答 名簿をコピーした時
には閲覧用の名簿がど
こにあるかは、承知して
いませんでした。

問 町長の町民での説明
会で弁護士が町民に
町長が行った行為は大し
たことがない、懲戒免職
も不当に重いと説明しま
した。選挙投票状況が
載っている名簿と知らさ
れず説明したことは誤り
ではないのですか。

答 説明会を開催した時
の判断なので誤りで
はありません。

問 基本4情報以外に選
挙投票状況が載って
いた名簿をコピーしたこ
とを説明していれば全く
違った判断だったと思
います。町民への説明が
間違っていたと改めて説
明会することは義務だ
と思いますが、いかが
ですか。

答 間違った判断だとは
わかりませんが、こ
れから司法で判断され
るもので、町民に説明を
することは考えていません。

問 間違った説明を町民
にして都合の悪いこ
とは説明しないのですか。
名簿をデータ入力したこ
とは第三者委員会に報告
しましたか。データ入力
した人は3人だけですか。

答 その後、第三者委員
会には報告しました。
3人と言ったことには嘘
はありません。



黒岩 範子
議員

町長、まなづる小学校や中学校の子どもたちに胸を張って言えますか。

問 選挙人名簿等不正流出問題に関連して他市町や、町と町内の各種団体との関係において信頼が揺らいでいるという町民の声にどう答えますか。

答 悪い方向だけに進んでいるという認識はありません。

問 「町長は各種団体と話し合いをして前向きにと言っているが、町長のほうから話し合おうといったことがない。こちらから言わねば話し合いの場は持てない。町長は逃げ回っていると思う。」「町長が身を引くことが真鶴町が立ち直れる一番の近道。今のままでは町民の意識も、職員の士気も下がる

一方だ。町長はなぜそんなににしてまで、町長職にしがみつくのか」「各種団体の多くは町長の辞任を求めています」等の声に何と答えますか。

答 御意見として伺って検討します。

問 町長の刑事責任は告発・損害賠償責任で対応するというが、政治責任についてどう考えますか。私は町長の政治責任は辞任し、再度町民の信を問うことが必要と考えます。

答 現在その様なことは考えていません。

問 町長はまなづる小学校や中学校の子どもたちに「窃盗や建造物侵入など、言い換えれば泥棒など決してやってはいけません」と胸を張って言えますか。

答 私のやってしまったことの説明もしながら、選挙で選んでいたこととは話してはいけないというのを聞いてもらえなかろうと思いますが、お前が言うと言われる

かもしれません。

問 町長は自信をもって言えないのですか。

答 物価高が家計を圧迫しています。子育て世代の支援ということで、給食費の無償化をすべきではないでしょうか。

問 「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を活用して令和2年度と同様に小学校給食費全額を補助すること及び中学校と幼稚園・保育園における昼食に要する費用の一部を補助し、実質無償というように考えています。

答 適用はいつからいつ迄ですか。

問 現時点で考えているのは4月から3月迄です。その場合、家庭への返金の手続きは学校と調整して行います。

問 臨時交付金が出たときは給食費を無償にできるが、終了すると途中でできなくなるのが実態です。終了しても一部補助をより多くして、継続して行うべきです。

一般質問



木村 勇
議員

松本一彦町長の政治姿勢について

問 前向きに町の運営をしていく気持ちがあるのか聞きます。

答 自分でこのような状況をつくったことを反省しながらスピード感をもって誠実に前を向いて対応していきたいという気持ちは変わっていません。

問 やってしまったことへの対応等を含め、職員と共にできることを一つ一つ積み重ねていきます。新たな教育長を迎えての学校施設統合や中学校給食検討の見通しについて

答 縦横仁志教育長の認識と抱負を聞きます。

問 現在の真鶴町の教育の一番大きな課題であり最も注目されている点だと認識しています。

答 具体的な取り組みの考えはありますか。

答 校舎建て替えを最優先し中学校給食実施は新校舎の建設に合わせ検討していくことが妥当。学校教育あり方検討会を再開し今までの話し合いや各種調査結果をもとに方向性を示していくことが必要です。方向性を示す時期は1・2年後では遅いと思います。

問 行政として町民に一定の方向性を提示していく考えはありますか。

答 これまで時間を掛け話し合われたことを踏まえた方向性を提示し実施していくべきです。

問 中学校給食については、保護者の負担軽減の観点から結論を先延ばしにせずこの夏までには結論を出す必要があります。

問 検討委員会等を立ち上げませんか。

答 学校教育あり方検討会は校舎建て替えと中学校給食の方向性を示した段階で終了し、その後はその方向性が示す学校づくりに造詣の深い関係者や町長部局にも声をかけ新たな組織で具体的な

問 検討を進めていくことが望ましいと考えます。看護小規模多機能型居宅介護ナースングホーム真鶴の今後について

問 今後サテライト事業所を設ける考えはありますか。

答 来年3月で終了する診療所の指定管理の募集にサテライト事業所開設も含めて検討します。

問 平成29年7月に町指定の同一施設がありましたが現在の状況を把握していますか。

答 現在その施設は休止状態です。

問 サテライト事業所を設けるのに意中の物件はありますか。

答 休止中のその施設等が考えられますがそれはありません。

問 開設準備金180万3千円、施設整備費3200万円が交付された休止中のその施設が活用されず閉止となった場合どうなりますか。

答 補助金を使い作った施設です。補助金の返還等の必要性が出ます。



加藤 龍 議員

いて

アップルウォッチによる
自宅療養者見守りシステ
ムのコロナウイルス第6
波における活用状況につ
いて

問 システムの稼働状況
や運用を経て発見さ
れた課題と対応方針、今
後導入した機器を別事業
に利用していく計画・算
段があるでしょうか。

答 システムの使用実績
は1件でした。搬送
等、多数の患者が出た場
合、受け入れ先の医療機
関確保が課題です。感染
症対策の補助金で購入し
ている為コロナ以外の事
業に使用できませんが財産処
分期限の4年を過ぎれば、
ほかのものに運用しても
いいのではと考えておりま
す。

真鶴町内通学路における
危険箇所の把握、並びに
保護者への周知状況につ
いて

問 神奈川県内の通学路
において、安全対策
が必要な箇所が1,50
0か所あると明らかに
なりました。真鶴町にお
いて危険箇所があるのか。
また、周知や対応状況を
お聞かせください。

答 真鶴町につきまして
は、対策必要箇所が
3か所で、道路に速度注
意の標示等実施、横断歩
道の再塗装が未実施で改
めて依頼します。安全対
策が必要な箇所について
は、毎年把握しており、
平成24年からは、1年に
1回合同点検を行ってい
ます。日常的に子どもた
ちへの安全指導を注意喚
起、合同訓練や随時保護
者への情報共有などを行
っています。

問 危険箇所というもの
をホームページなど
で公開していただけない
か。対策は保護者の方、
関係各機関、地域の方の
御協力で成り立っている
が保護者以外の世代で
も、ドライバーとして、
地域の子どもたちの安全

について

に関心を持っている。そ
の方たちが、安全に配慮
する場所を把握できるよ
うに一般の方も情報取得
できるような体制を検討
いただけないか。

答 教育委員会のほうで
も検討してまいりた
いと思います。

問 町民からの声で小学
校では給食費の徴収
方法が、児童が直接学校
に現金を持っていく方法
のみで、かつ集金日が一
般にも公開されている状
況。とりわけ低学年の児
童にとっては危険ではな
いのかと指摘がありまし
た。手数料等の課題もあ
るが、振り込みなど支払
い方法を選択できるよう
にするべきではないか。

答 現金ということ、
取扱いの懸念は、教
育委員会でも把握してお
り、他の市町村では口座
振替を行っている自治体
もあるが口座残高がなく
未納が増えてしまうケー
スも聞いています。保護
者の負担増なども踏まえ
て、検討していきます。

一般質問

委員会報告

総務経済常任委員会

4月26日

①総合計画実施計画書に
ついて

②旧採石場跡地利用計画
策定業務委託事業に係る
広域行政の経過報告につ
いて

③岩石採取場における町
有地岩石採取跡地の埋め
戻し基準について

④豊漁豊作祭について

⑤岩ガキ「鶴宝」の出荷
について

⑥道路工事の箇所変更
について

⑦看護小規模多機能型居
宅介護施設（ナーシング
ホーム真鶴）の活動状況
について

⑧新型コロナウイルスス
ワクチン接種について

⑨住民税非課税世帯等
に対する臨時特別給付事
業について協議しました。

5月12日
個人情報流出等につ
いて協議を行いました。

5月24日
水道事業アセットマネ
ジメント計画について

②令和4年度海のまち豊

漁豊作祭について

③令和4年第4回議会定
例会への提出予定議案関
係について協議を行いま
した。

委員長 天野 雅樹

議会運営委員会

5月24日

第4回定例会の議案、
陳情の取扱い、日程等
について協議しました。

第9回議会報告会の内
容、日程について協議
しました。

5月27日

第9回議会報告会の内
容及び役割分担につ
いて協議しました。

委員長 海野 弘幸

議会全員協議会

4月5日

委員会構成について協
議しました。

委員会・協議会の開催
手順について協議しま
した。

議長 田中 俊一

各議員の委員会等への出席・傍聴（令和4年4月～令和4年5月）

※1 白枠は出席対象
※2 傍聴は自由です。

委員会	開催日数	出・傍	木村 勇	加藤 龍	村田 知章	黒岩 範子	天野 雅樹	高橋 敦	田中 俊一	海野 弘幸	青木 健	岩本 克美
議会運営委員会	2	出席		2	2	2	2	2	議長はすべての委員会に出席します	2		
		傍聴	2								1	1
総務経済常任委員会 同 協議会	3	出席	3	3	3	3	3	3		3	3	3
		傍聴										
全員協議会	1	出席	1	1	1	1	1	1		1	1	1
		傍聴										
議会広報特別委員会	2	出席	2	2	2	2	2					
		傍聴										1

諸般の報告（R 4. 3～R 4. 5）

3月	木村 村	山下 下	村田 田	黒岩 岩	天野 野	高橋 橋	田中 中	海野 野	青木 木	岩本 本
湯河原町真鶴町衛生組合議会				出	出		出	出		
例月出納検査						出				
神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会							出			
4月	木村 村	加藤 藤	村田 田	黒岩 岩	天野 野	高橋 橋	田中 中	海野 野	青木 木	岩本 本
議会書記辞令交付							出			
神奈川県町村議長会4月役員会							出			
神奈川県町村情報システム共同事業組合議会臨時会							出			
湯河原町真鶴町衛生組合議会				出	出		出	出		
例月出納検査						出				
5月	木村 村	加藤 藤	村田 田	黒岩 岩	天野 野	高橋 橋	田中 中	海野 野	青木 木	岩本 本
神奈川県議会議長会 新議員研修会	出	出								
神奈川県議会議長会こうみブロック会議							出			
神奈川県町村議長会 委員長・副委員長・事務局長研修会	出				出			出		
例月出納検査・普通建設事業等監査						出				
神奈川県町村議長会5月役員会							出			
神奈川県町村議長会臨時総会							出			
全国町村議会議長・副議長研修会					出		出			

田中議長が 県議長会の会長に就任しました！

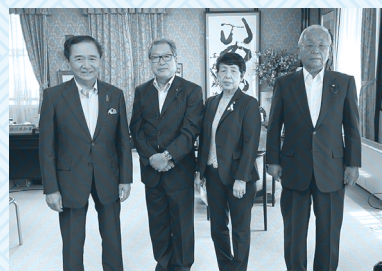
田中俊一議長が6月9日、神奈川県町村議会議長会の会長に就任しました。任期は1年間です。神奈川県町村議会議長会は、県内14町村議会の議長で組織している団体で、お互いに連携し、地方議会の円滑な運営と地方自治の振興発展に寄与することを目的として活動を行っています。

今後、田中議長は県の代表として関東、全国の会議等に出席します。

6月27日就任挨拶（県庁）



左から、敷田博昭県議会議長、田中会長、竹内副会長、清水副会長、曾我部久美子県議会副議長

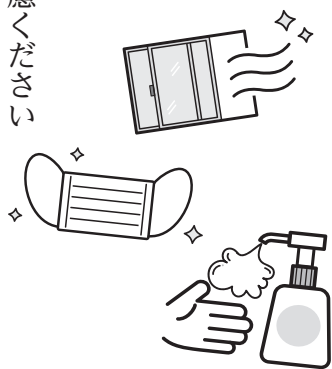


左から、黒岩祐治県知事、田中会長、竹内恵美子副会長、清水豊司副会長

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、真鶴町議会では議会を開催するにあたり次のように対策を講じています。

- ① 傍聴人数を制限する場合があります。
- ② 議場内はマスク着用
- ③ 手指のアルコール消毒
- ④ 町側の出席者を最小限にする。
- ⑤ 一定時間ごとに換気する。
- ⑥ 人と人との間隔を置く。

※体調の優れない方は傍聴をご遠慮ください



議会を傍聴してみませんか
次の議会は
定例会 9月1日(木)2日(金)8日(木)9日(金)
の予定です。

詳細日程は町HPで
ご確認ください

公式チャンネル真鶴町

YouTube 真鶴町

検索



真鶴町議会ホームページ
アクセスはこちらから



議会広報特別委員会

委員長
副委員長
委員

村田 知子
黒岩 雅
天野 樹
加藤 龍
木村 勇